

# 国立大学法人群馬大学障害者雇用計画室設置要項

平成23年8月1日 制定

## (設 置)

第1 国立大学法人群馬大学における障害者の計画的な雇用を推進するため、国立大学法人群馬大学障害者雇用計画室（以下「計画室」という。）を置く。

## (業 務)

第2 計画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害者雇用に係る企画・立案に関すること。
- (2) 障害者雇用に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他障害者雇用に関すること。

## (職 員)

第3 計画室は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室長補佐
- (3) 室員

2 室長は、人事労務課長をもって充て、計画室の業務を掌理する。

3 室長補佐は、人事労務課副課長をもって充て、室長を補佐する。

4 室員は、人事労務課職員をもって充て、計画室の業務を処理する。

## (事 務)

第4 計画室の事務は、人事労務課において処理する。

## (雑 則)

第5 この要項に定めるもののほか、計画室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要項は、平成23年8月1日から施行する。

2 国立大学法人群馬大学障害者雇用推進室設置要項（平成19年4月1日制定）及び群馬大学障害者雇用推進室連絡協議会運営要項（平成19年7月27日裁定）は、廃止する。